

制 度 名	「仮想通貨」に係る消費税に関する整理		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	<p>支払・決済手段としての機能を事実として有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、消費税の取扱いを整理する。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円 百万円)</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段や資金決済法上の前払式支払手段等の譲渡が消費税法上の非課税取引とされている点等を踏まえ、同様の機能を事実として有する仮想通貨の取扱いについての整理が行われることにより、仮想通貨に係る取引の消費課税関係の明確化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「仮想通貨」については、現行の消費税法上、非課税対象取引と規定されていない（消費課税の対象）。</p> <p>他方、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段（銀行券や小切手等）や資金決済法上の前払式支払手段（プリペイドカードなど）等の譲渡は、非課税対象取引とされている。また、欧州（EU）や米国（ニューヨーク州）においても、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。</p> <p>今般、「仮想通貨」が支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。</p> <p>以上、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、仮想通貨に係る消費税の取扱いについて整理・明確化される必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
		政策の達成目標	資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備している状況において、仮想通貨に係る税制面（消費税）の取扱いについて整理すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	日本国内において資金決済法上の仮想通貨に係る取引を行う者において適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	消費税法上の整理がなされることにより、仮想通貨の消費課税関係の明確化が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえた上で、仮想通貨に係る消費税の取扱いについて整理されることを要望するものであり、予算その他の措置によっては実現できない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	